

# 和光市地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例（案）について

## 1 改正の趣旨

---

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、和光市地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を改正する。

## 2 改正の内容 第8条関係

---

### (1) 専門職の配置について、常勤換算方法による配置とすることについて

- ・常勤の専門職の配置について、常勤換算方法による配置を可能とする規定
- ・なお、令和6年第1回運営協議会において、当該配置基準を運用することについて承認をいただいている。「地域包括支援センターの設置運営について（厚生労働省老健局発出、平成18年10月18日、老計発第1018001号）」の規定に基づき、地域包括支援センター運営部会において承認をいただくことで運用可能となっている。

### (2) 複数の地域包括支援センターの担当区域を一つの区域として認めた場合、専門職の配置員数を規定することについて

- ・改正前：一つの担当区域の第一号保険者数に応じた専門職種及び配置数を規定
- ・改正後：複数の一つの区域としてみなし、合算した第一号保険者数に応じた専門職及び配置数及び、地域の実情に応じた職種の配置を規定

## 3 施行期日

---

公布の日から施行する

(1) 専門職の配置について、常勤換算方法による配置とすることについて

週の規定勤務時間が40時間とする事業所の場合。

**通常:** 1人職員により規定時間を満たす。



**常勤換算方法:** 複数の職員により規定時間を満たす。



※保健師以外の専門職においても同様の換算方法となります。

(2) 複数の地域包括支援センターの担当区域を一つの区域として認めた場合、専門職の配置員数を規定することについて

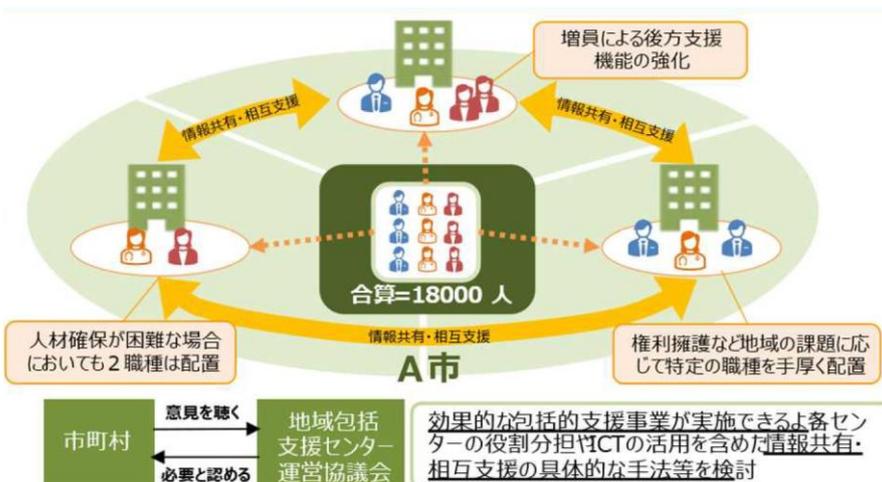


専門職

	保健師
	社会福祉士
	主任介護支援専門員

〔 圏域ごとの高齢者数に応じて3職種を均等に配置しており、人材確保が困難な状況が継続する場合等、センターの効果的な運営に支障を来す 〕

改正後



改正後	改正前
<p>(包括的支援事業の委託)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 法第115条の47第1項の包括的支援事業の実施に係る方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 介護サービス事業者（法第115条の32第1項に規定する介護サービス事業者をいう。）、医療機関、民生委員（民生委員法（昭和23年法律第198号）に定める民生委員をいう。）、高齢者の日常生活の支援に関する活動に携わるボランティアその他の関係者との連携体制の構築に關すること。</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(職員の員数)</p> <p>第8条 一の担当区域における第1号被保険者（<u>法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。</u>）の数が<u>おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数（包括支援センター運営部会が第1号被保険者の数及び包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）</u>）によること<u>ができる。</u>次項において同じ。）は、<u>原則として次のとおりとする。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）<u>第140条の6第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。</u>）その他これに準ずる者 1人</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>包括支援センター運営部会が包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の担当区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、</u></p>	<p>(包括的支援事業の委託)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 法第115条の47第1項の包括的支援事業の実施に係る方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 介護サービス事業者（法第115条の32第1項に規定する介護サービス事業者をいう。<u>第8条において同じ。</u>）、医療機関、民生委員（民生委員法（昭和23年法律第198号）に定める民生委員をいう。<u>第8条において同じ。</u>）、高齢者の日常生活の支援に関する活動に携わるボランティアその他の関係者との連携体制の構築に關すること。</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(職員の員数)</p> <p>第8条 <u>包括支援センターにおいて専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、包括支援センターの担当区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに次のとおりとする。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）<u>第140条の6第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者であって、当該研修又は同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに主任介護支援専門員更新研修を修了した者をいう。</u>）その他これに準ずる者 1人</p>

おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに前項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

3 第1項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の日常生活圏域に包括支援センターを設置することが必要であると包括支援センター運営部会において認められた場合には、当該包括支援センターにおいてその職務に従事する職員の員数は、次の表の左欄に掲げる担当区域の第1号被保険者の数に応じ、同表右欄に定めるところによる。

担当区域の第1号被保険者の数	職員の員数
おおむね1,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから2人(うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。)
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の職員で第1項第1号に掲げる者を1人及び専らその職務に従事する常勤の職員で同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

4 包括支援センターは、担当区域の実情に応じて市長が必要と判断した場合は、当該包括支援センターにおいてその職務に従事する職員として前3項に規定する職員以外の職員を置かなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の日常生活圏域に包括支援センターを設置することが必要であると包括支援センター運営部会において認められた場合には、当該包括支援センターにおいてその職務に従事する職員の員数は、次の表の左欄に掲げる担当区域の第1号被保険者の数に応じ、同表右欄に定めるところによる。

担当区域の第1号被保険者の数	職員の員数
おおむね1,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから2人(うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。)
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の職員で前項第1号に掲げる者を1人及び専らその職務に従事する常勤の職員で同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

3 包括支援センターは、担当区域の実情に応じて市長が必要と判断した場合は、当該包括支援センターにおいてその職務に従事する職員として前2項に規定する職員以外の職員を置かなければならない。